

I. 主な資格要件

1. 企業の所在地・営業経歴・規模

(1) 所在地（区域要件）

① 個人の場合

住居または事業所のいずれかが道内にあるもの。

なお、住居とは単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

② 法人（会社・組合・その他法人）の場合

道内に本店または事業所を有するもの。

なお、本店とは単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

(2) 営業経歴（業歴要件）

営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。

なお、制度要綱等で定めがある場合は、その定めによります。

(3) 規模（規模要件）

会社の場合は、常時使用する従業員数または資本の額（出資の総額）のいずれかが該当すれば対象となります。ただし、個人および医業を主たる事業とする法人（詳細は第2章Ⅱ. 3.（1）参照）や特定非営利活動法人（NPO法人）の場合は、従業員数が該当すれば対象となります。

業種	資本金・出資金	従業員数
製造業等（運送業、建設業等を含む）	3億円以下	300人以下
<政令特例業種> ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
<政令特例業種> ソフトウェア業 情報処理サービス業 旅館業	3億円以下	300人以下
	5,000万円以下	200人以下
医業	—	個人100人以下 法人300人以下

※医業を主たる事業とする法人およびNPO法人の取扱いについては、第2章Ⅱ. 3.（2）を参照ください。

※製造業・建設業・運送業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいい、具体的には次の業種があります。

鉱業、土石採取業、木材伐出業、不動産業（建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、不動産賃貸業、貸家業、貸問業、不動産管理業）、貨物運送取扱事業、倉庫業、電気・ガス・熱供給・水道業、印刷業、出版業、保険媒介代理業、郵便業、通信業、旅行業

《規模要件における留意事項》

① 常時使用する従業員数

ア. 本・支店、工場、営業所などにおける常時使用する従業員数を合計します。

全くの臨時的な従業員は含まれませんが、名目は臨時雇いであっても実質的に常時雇用の関係にある者は含まれます。

イ. 複数の短時間就労者（アルバイト等）に割り当てられた異なる業務を合わせると正社員一人の業務内容に相当するのであれば、その複数の短時間就労者は常時使用する従業員1人として換算されます。

ウ. 個人の場合、事業主は含まれませんが、家族従業員は有給であっても事業主と同一生計である三親等内の親族であれば含まれません。

エ. 法人の場合、その役員は法人との間に雇用契約関係が存在しないため含まれません。

オ. NPO法人の場合、ボランティアはNPO法人との間に雇用契約関係が存在しないため含まれません。

② 保証対象業種を兼業している場合における資本金、従業員数の要件は、主たる事業によって判別します。

この場合の従業員数の要件は、企業全体で一定数以下であることが必要です。

したがって、小売業を主たる事業としている中小企業者が製造業を兼業しており、資金の使途が製造業に関するものであっても、この場合の資本金、従業員数の要件は5,000万円以下、50人以下（主たる事業が卸売業の場合1億円以下、100人以下）となります。

なお、保証対象外業種を兼業している場合については、第2章Ⅲ. 3. を参照ください。

③ 既に保証を利用している企業が、増資、増員により規模要件を超え資格を失うことがあります。このような場合、既に実行中の融資についての保証は有効ですが、新規の保証や根保証継続の取扱いはできません。

④ 規模要件における資本の額（出資の総額）が上限を超えている会社で、かつ、常時使用する従業員数が上限の90%を超えている場合は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写）」または「日本年金機構等公的機関による証明書（写）」が必要ですが、この書類が提出できないときは、次のいずれかの書類（写）が必要です。

ア. 「法人の事業概況説明書」

イ. 「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」

ウ. 「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」

エ. 「賃金台帳」

⑤ 登録型の人材（労働者）派遣業においては、実際に派遣（雇用）している人員（登録人員のうち実働している人員）を従業員としてカウントします。

II. 対象企業

1. 会社

会社とは、株式会社（特例有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社および次の士業法人をいいます。

監査法人・特許業務法人・弁護士法人・税理士法人・司法書士法人・社会保険労務士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人

2. 組合

組合の場合は、当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むこと等が要件であって、組合自体の出資の総額および従業員についての規制はありません。ただし、構成員に規制を設ける場合があります。

保証対象となる組合とその要件は次表のとおりです。

保証対象となる組合とその要件

組合の名称	保証対象となる要件
中小企業等協同組合（注） 消費生活協同組合（同連合会） 農業協同組合（同連合会） 水産業協同組合 森林組合（同連合会） 生産森林組合	保証対象事業を営むものまたは構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むもの
協業組合	保証対象事業を営むもの
商工組合（同連合会）	保証対象事業を営むものまたは構成員が保証対象事業を営むもの
商店街振興組合（同連合会）	保証対象事業を営むものまたは構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むもの
生活衛生同業組合（同連合会） 生活衛生同業小組合	構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業1億円）以下の資本金である法人または常時50人（卸売業またはサービス業100人）以下の従業員を使用するもので、保証対象事業を営むものまたは構成員が保証対象事業を営むもの
酒造組合（同連合会、同中央会）	構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の資本金である法人または常時300人以下の従業員を使用するもの
酒販組合（同連合会、同中央会）	構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（卸売業1億円）以下の資本金である法人または常時50人（卸売業100人）以下の従業員を使用するもの
内航海運組合（同連合会）	構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の資本金である法人または常時300人以下の従業員を使用するもの

（注）中小企業等協同組合とは中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合をいいます。しかし、信用協同組合については、保証対象となる要件等の関係から実際には保証対象となることは想定し難いといえます。

3. その他の法人

(1) 医業を主たる事業とする法人

医療法人および医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下の場合は保証対象となります。

出資の総額についての規制はありません。なお、ここでいう「医業」の範囲については、日本標準産業分類上の「病院」、「一般診療所」、「歯科診療所」、「獣医業」、「介護老人保健施設」のほか、介護保険法に規定する「介護医療院」、児童福祉法に規定する「医療型障害児入所施設」および「医療型児童発達支援センター」がこれに該当します。

(2) 特定非営利活動法人（NPO法人）

常時使用する従業員の数が300人（主たる事業が小売業の場合は50人、卸売業またはサービス業の場合は100人）以下であって、保証対象事業を営む場合は保証対象となります。

また、医業を主たる事業とするNPO法人は、(1) 医業を主たる事業とする法人の「従業員数規制300人以下」として取扱います。

なお、保証制度によっては、利用できないものがあります。

【利用できない保証制度の例】

小口零細企業保証（全国小口）＜ただし、医業を主たる事業とする小規模NPO法人は利用可＞、創業関連保証、経営革新関連保証、事業再生計画実施関連保証（通称：経営改善サポート保証）、特定社債保証など

※寄附金等収入がある場合の留意点は、第2章Ⅲ. 3. を参照ください。

(3) 一般財団法人、一般社団法人

(1) の医業を主たる事業とする場合以外は、次の保証を利用する場合に限り対象となります。

①商店街整備等支援関連保証、②伝統的工芸品支援関連保証、③小規模事業者支援関連保証、④中心市街地商業等活性化関連保証、⑤中心市街地商業等活性化支援関連保証、⑥農商工等連携支援関連保証、⑦商店街活性化支援関連保証、⑧経営革新等支援関連保証、⑨情報提供支援関連保証、⑩連携創業支援等関連保証、⑪地域経済牽引支援関連保証、⑫情報処理支援関連保証および⑬技術等情報漏えい防止措置関連保証、⑭農水産物・食品輸出促進支援関連保証の信用保険の特例措置により、中小企業者と「みなされた」一般財団法人または一般社団法人。

この場合、規模的制限（出資の総額および従業員数規制）はありません。

(4) 社会福祉法人

医業を主たる事業（介護老人保健施設を含む）とする社会福祉法人以外は、信用保証協会の保証を利用できる「中小企業者」には該当しません。

(5) 学校法人、宗教法人、有限責任事業組合（LLP）

信用保証協会の保証を利用できる「中小企業者」には該当しません。

4. 外国人の取扱い

(1) 保証対象となる外国人

外国人（実質経営者を含む）の場合、「出入国管理及び難民認定法（入管法）」および「出入国管理及び難民認定法施行規則」により、本邦において事業活動の制限を受けていない者に限って保証の対象となります。

本邦において事業活動の制限を受けていない者とは、次表に掲げる在留資格を有する者を指します。

なお、在留資格等により、保証期間を制限する場合があります。

在留資格	最長在留期間
経営・管理	5年
法律・会計業務	5年
医療	5年
研究	5年
教育	5年
技術・人文知識・国際業務	5年
興行	1年
技能	5年
永住者	無期限
日本人の配偶者等	5年
永住者の配偶者等	5年
定住者	5年

(2) 保証申込時の確認書類

① 初回の保証申込時

次のアまたはイの確認書類を添付してください。

ア. 住民票

国籍、在留資格、在留期間、通称名（通称名を使用している場合のみ）が記載された住民票（写）

イ. 在留カード（または特別永住者証明書）と印鑑証明書

国籍、在留資格、在留期間確認用として在留カード（または特別永住者証明書）（両面写）、通称名（通称名の有無を含む）の確認用として印鑑証明書（写）

② 2回目以降の保証申込時

次のアまたはイに該当する場合、変更（更新）内容の確認できる書類を添付してください。

ア. 過去に確認を行った在留期間を既に経過している場合

イ. 保証申込関係書類等により変更（更新）されていることが判明した場合

※保証取扱の関係人（連帯保証人等）が外国人である場合も同様です。

5. 外国法人の取扱い

外国法人であっても、日本国内において事業を行うものであり、かつ、中小企業者等一定の資格を有する場合は保証の対象となります。

なお、資本金が外貨建てで表示されている場合は、「外国為替の取引等の報告に関する省令」第35条第2号に基づき財務大臣が日本銀行本店において公示する相場で円換算を行い、貸付実行時点において資本金要件に該当するか否かを判断するものとします。

6. 成年後見制度

保証申込人、連帯保証人および担保提供による物上保証人等が、成年後見制度を利用している場合、「成年後見制度に関する届出書」（様式2019）の申受けが必要となります。

補助・保佐・後見三種類の概要

		補助	保佐	後見
要件	判断能力【対象者】	精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者	精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者
	鑑定（注1）	原則として必要	原則として必要	原則として必要
開始の手続き	申立権者（注2）	本人、配偶者、四親等内の親族、後見（監督）人、保佐（監督）人、検察官、任意後見人等	本人、配偶者、四親等内の親族、後見（監督）人、保佐（監督）人、検察官、任意後見人等	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見（監督）人、保佐（監督）人、検察官、任意後見人等
	本人の同意	必要	不要	不要
同意権・取消権	付与の範囲	特定の法律行為（保佐事項の範囲内） <申立の範囲内>	民法13条1項の範囲（重要なその他財産、遺産分割を加える）日常生活に関する行為を除く	日常生活に関する行為以外の行為 【同意はない】
	付与の申立	必要<独立の審判>	不要	不要
	本人の同意	必要	不要	不要
	取消権者	本人、補助人	本人、保佐人	本人、成年後見人
代理権	付与の範囲	特定の法律行為 <申立の範囲内>	特定の法律行為 <申立の範囲内>	すべて財産的法律行為
	付与の申立	必要<独立の審判>	必要<独立の審判>	不要
	本人の同意	必要	必要	不要
援助者	名称	補助人	保佐人	成年後見人
	職務	（同意権・取消権・代理権）	（同意権・取消権・代理権）	成年後見人の生活、療養看護および財産に関する事務
	一般的義務	本人の意思の尊重 本人の心身の状態および生活の状況に配慮	本人の意思の尊重 本人の心身の状態および生活の状況に配慮	本人の意思の尊重 本人の心身の状態および生活の状況に配慮

（注1）家事審判規則に委ねられる

（注2）福祉法で市町村長に申立権を認める（精神保健福祉法等）

III. 業種

1. 対象業種

対象業種は「対象業種一覧表」(第1章別表・資料)のとおりです。

農業、林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業、金融商品取引業、金融代理業等を除く）および公序良俗に反する遊興娯楽業や風俗営業等の一部の業種を除き対象となります。

2. 対象外業種

対象外業種は下記の「対象外業種一覧表」のとおりです。

また、次の業種についても対象とはなりません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
（風営法）第3号第1項の適用を受けた飲食業（ただし、公序良俗に反しないなど社会的に批判を受けるおそれがないものを除く。）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
（風営法）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
- (3) 公序良俗に反する遊興娯楽業および風俗営業等

対象外業種一覧表

産業分類	具体的な業種例
農業	果樹栽培、温室栽培、しいたけ栽培（菌床栽培は除く）、牛馬育成、養鶏、養豚、養蜂、ミンク養殖、養蚕、ラジコンヘリによる農薬散布・種まきの請負など
林業	育林、育林請負、山林用種苗生産請負など（素材生産および素材生産サービス業を除く）
漁業	一般海面漁業、捕鯨業、内水面漁業など
水産養殖業	こい養殖、うなぎ養殖、ます養殖、さんぎょ養殖、どじょう養殖など
金融・保険業	（生命保険媒介業、損害保険代理業、クレジットカード業、金融商品取引業、金融代理業等を除く）
サービス業	
娯楽業等	性風俗関連、ストリップ劇場、のぞき部屋、個室マッサージ
宿泊業	モーテル、ラブホテル、ブティックホテルなど
浴場業	特殊浴場のうち風俗関連営業（ソープランド、ファッションヘルス）など
農業サービス業	育苗センター、装蹄業など
林業サービス業	狩猟業、植林請負業など
インターネット付随サービス業	風営法第2条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業（アダルトサイト）など
宗教等その他	宗教、政治・経済・文化団体、非営利の団体（NPO法人を除く）、公務（外国公務を除く）など、集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係るものを除く）、学校法人など

3. 兼業の場合

対象業種と対象外業種を兼業している場合は、資金使途に関して対象業種に使用することが特定できる場合に限り対象となります。

ただし、事業資金が対象業種に属する事業に係る資金と対象外業種のうち農林水産業に属する事業に係る資金が混在したものであって区別できない場合のみ、個々の実情に応じて当該事業資金を売上高、販売数量等の指標によって按分する方法により、当該事業資金のうち対象業種に属する事業に係る資金を算出し、これを保証対象資金とすることができます。

また、この場合における規模要件（資本金、従業員数）については、企業体全体として総合的に判断することになります。

なお、既存の事業に加えて新たな事業を開始する場合、当該新事業を既に具体的に着手していることの確認が必要になります（法人の場合は、定款の変更登記完了後に貸付実行していることの確認が必要です）。

【NPO法人について】

寄附金等収入（事業ごとに分類されていない場合は、費用支出や人員体制、活動時間等を勘案し、事業ごとに分類）がある場合は、事業収入との合計額によって案分する方法により、特定事業に係る資金を算出します。

4. 許可、認可、届出等の確認が必要な業種（資料編第2章「許認可」も参照ください）

- （1）許可、認可、届出等を必要とする業種に該当する事業者は、信用保証委託申込日において当該事業に係る許認可等を受けていることの確認が必要です。

別表（次頁）の「許可・認可・届出を必要とする業種」については、許認可証等の写が必要です。

- （2）許認可等を要する複数の事業を兼業している場合で、資金使途が特定の事業に限定されていないときは、主たる事業（原則として売上等が概ね60%以上の事業）の許認可等の確認で足り、多店舗展開している場合は、主たる店舗（一店舗）についての許認可等の写、他の店舗については、信用保証委託申込書の宣誓文言により確認します。

なお、資金使途が特定の店舗に係るものである場合には、当該店舗に係る許認可等の写による確認が必要となります。

- （3）飲食店全般については、飲食店営業の許可（食品衛生法）と同様、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（風営法）の許可取得の有無確認が必要です。

なお、接待飲食等営業における風俗営業の許可確認においては、風営法第31条の2「特定遊興飲食店営業の許可」による営業のみを行うもの、同法第33条「深夜における酒類提供飲食店営業の届出」による営業は接待飲食等営業ではないことから、当該許可または届出の申受けによって風俗営業の許可が不要であることの確認となります。

詳しくは、資料編 第1章 業種（注5）を参照ください。

5. その他、取扱い上要件がある業種（※）

（1）次の業種については、一定の要件を備えている必要があります。

- ① 土地売買業、土地分譲業
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（風営法）第2条第1項の適用を受けた接待飲食業営業
- ③ パチンコホール

（2）住宅宿泊事業（民泊）については、業態および資金使途等で保証取扱可能額に制限がある場合があります。

※詳しくは【資料編】第1章 業種（注1～5）を参照ください。

許可・認可・届出を必要とする業種

業種	許可制	根拠法	有効期限	許認可権者等
食料品製造業	許可	食料衛生法（第55条）	5年を下らない期間	知事または市長（区長）
食料品販売業				
飲食店				
建設業	許可	建設業法（第3条）	5年	国土交通大臣または知事
一般旅客自動車運送業（一般貸切旅客自動車運送事業および一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー）を除く）	許可	道路運送法（第4条）	－	国土交通大臣（地方運輸局長）
一般旅客自動車運送業（一般貸切旅客自動車運送事業に限る）	許可	道路運送法（第4条、第8条）	5年（注2）	
一般旅客自動車運送業（一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー）に限る）	許可	道路運転法（第4条）	1～5年（注3）	
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（第43条）	－	
自家用有償旅客運送事業（NPO法人のみ）	登録	道路運送法（第79条）	2年または5年（更新時2年、3年、5年）（注4）	
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（第3条）	－	
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（第35条）	－	
旅館業	許可	旅館業法（第3条）	－	知事または市長
古物営業（注5）	許可	古物営業法（第3条）	－	公安委員会
薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第4条）	6年	知事
医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第12条）	5年または6年（注6）	厚生労働大臣または知事
医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第13条）		
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の2）	5年	
医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造業（製造工程のうち保管のみを行う場合に限る。）	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第13条の2の2）		
医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の2の3）		
再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の20）		厚生労働大臣
再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の22）	5年	厚生労働大臣または知事
医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第24条）	6年	知事
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		

高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業（注 7）	許可	（第 3 9 条）		
医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第 4 0 条の 2）	5 年	厚生労働大臣または知事
再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第 4 0 条の 5）	6 年	知事
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第 7 条）	2 年	市町村長
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第 1 4 条）	5 年（更新時 5 年または 7 年）（注 8）	知事
特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第 1 4 条の 4）		
有料職業紹介事業	許可	職業安定法（第 3 0 条）	3 年（更新時 5 年）	厚生労働大臣
病院、診療所、助産所	許可	医療法（第 7 条）	－	知事または市長
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法（第 3 条）	5 年	国土交通大臣または知事
酒類製造業	免許	酒税法（第 7 条）	－	税務署長
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法（第 8 条）	－	
酒類販売業	免許	酒税法（第 9 条）	－	
第 1 種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法（第 5 条）	－	知事または札幌市長
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（第 3 条）	－	経済産業大臣（経済産業局長）または知事
労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（第 5 条）	3 年（更新時 5 年）	厚生労働大臣
家畜商	免許	家畜商法（第 3 条）	－	知事
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法（第 3 5 条）	期限を付すことができる概ね 2 年	市町村長
興行場（映画館、劇場）	許可	興行場法（第 2 条）	－	知事または市長
浴場業	許可	公衆浴場法（第 2 条）	－	
測量業	登録	測量法（第 5 5 条）	5 年	国土交通大臣（北海道開発局長）
砂利採取業	登録	砂利採取法（第 3 条）	－	知事
採石業	登録	採石法（第 3 2 条）	－	
建築士事務所	登録	建築士法（第 2 3 条）	5 年	知事
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（第 3 条）	5 年	経済産業大臣（経済産業局長）または知事
自動車特定整備事業	認証	道路運送車両法（第 7 8 条）	－	地方運輸局長
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第 3 条）	－	経済産業大臣（経済産業局長）または市長（区長）
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第 1 2 条の 2）	－	
軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第 1 2 条の 9）	－	
住宅宿泊事業	届出	住宅宿泊事業法（第 3 条）	－	知事または市長（区長）
接待飲食等営業（注 9）	許可	風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（第 3 条）	－	公安委員会
遊技場営業（注 1 0）				

クレジットカード業（包括信用購入あっせん業者（少額包括信用購入あっせん業者を含む））	登録 (注 1 1)	割賦販売法（第 3 1 条、3 5 条の 2 の 3）	－	経済産業大臣または 経済産業局長
クレジットカード業（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）	登録 (注 1 1)	割賦販売法（第 3 5 条の 1 7 の 2）	－	経済産業大臣または 経済産業局長
割賦金融業（個別信用購入あっせん業者）	登録 (注 1 1)	割賦販売法（第 3 5 条の 3 の 2 3）	3 年	経済産業大臣または 経済産業局長
金融商品取引業（第一種金融商品取引業）	登録	金融商品取引業（第 2 9 条）	－	財務大臣または 財務局長
金融商品取引業（第一種少額電子募集取扱業）	登録		－	財務大臣または 財務局長
金融商品取引業（第二種金融商品取引業）	登録		－	財務大臣または 財務局長
金融商品取引業（第二種少額電子募集取扱業）	登録		－	財務大臣または 財務局長
投資助言・代理業（投資助言・代理業者、証券投資顧問業者）	登録	金融商品取引法（第 2 9 条）	－	財務大臣または 財務局長
投資運用業（投資運用業者）	登録	金融商品取引法（第 2 9 条）	－	財務大臣または 財務局長
投資運用業（適格機関投資家等特例業務）	届出 (注 1 2)	金融商品取引法（第 6 3 条）	－	財務大臣または 財務局長
投資運用業（海外投資家等特例業務）	届出 (注 1 2)	金融商品取引法（第 6 3 条の 9）	－	財務大臣または 財務局長
投資運用業（移行期間特例業務）	届出 (注 1 2)	金融商品取引法（附則 3 条の 3）	－	財務大臣または 財務局長
商品先物取引業（国内商品先物取引業者）	許可	商品先物取引法（第 1 9 0 条）	6 年	経済産業大臣または農林水産大臣（経済産業局長または農政所長）
商品投資顧問業（商品投資顧問業者）	許可	商品投資に係る事業の規則に関する法律	6 年	経済産業大臣または農林水産大臣（経済産業局長または農政所長）
その他の商品先物取引業、商品投資顧問業（特定店頭商品デリバティブ取引業者）	届出 (注 1 2)	商品先物取引法（第 3 4 9 条）	－	
その他の商品先物取引業、商品投資顧問業（商品先物取引仲介業者）	登録	商品先物取引法（第 2 4 0 条の 2）	6 年	
その他の補助的金融業、金融附帯業（資金移動業務を行うもの及び前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）（資金移動業（第一種））	登録 (注 1 1)	資金決済に関する法律（第 3 7 条）	－	
その他の補助的金融業、金融附帯業（資金移動業務を行うもの及び前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）（資金移動業（第二種・第三種））	登録 (注 1 1)	資金決済に関する法律（第 3 7 条）	－	
その他の補助的金融業、金融附帯業（資金移動業務を行うもの	届出 (注 1 2)	資金決済に関する法律（第 5 条）	－	

及び前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。)(前払式支払手段発行者(自家型発行者))				
その他の補助的金融業、金融附帯業(資金移動業務を行うもの及び前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。)(前払式支払手段発行者(第三者型発行者))	登録 (注11)	資金決済に関する法律(第7条)	—	
金融商品仲介業(金融商品仲介業者)	登録	金融商品取引法(第66条)	—	財務大臣または財務局長
金融商品仲介業(金融サービス仲介業者(ただし、有価証券等仲介業務を行う者に限る))	登録	金融サービス提供法(第12条)	—	財務大臣または財務局長

(注1) 本表の許可等については、事業法の制定、改廃があった場合に依り見直しされることがあります。

また、一覧表に記載していない業種であっても、保証審査過程において許可等の確認を行う場合があります。(創業、事業の多角化、転業に伴う資金など)

(注2) 平成29年4月1日(改正法施行日)時点で改正前の許可を受けている事業者は、経過措置により、許可の更新は5年間にわたり順次行われます。

(注3) 許可期限の基準は、「個人タクシー事業の期限更新基準表」によります。また、法令違反行為等の状況や年齢等により期間に変動があります。

(注4) 登録の有効期限は2年(重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録は3年)(事業者協力型自家用有償旅客運送として新たに登録を受ける場合や、重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期限は5年)

(注5) 令和2年4月1日からの改正古物営業法の施行に伴い、確認方法は次のとおりとなります。

(1) 令和2年4月1日以降、新たに古物営業法による許可を受ける場合
新法による許可確認

(2) 改正前の古物営業法による許可(旧法許可)を1つの公安委員会のみから受けている場合
旧法による許可確認(令和2年3月31日までに公安委員会に届出を行っている必要あり)

(3) 旧法許可を2つ以上の公安委員会から受けている場合

①令和3年3月31日まで

旧法もしくは新法による許可確認(令和2年3月31日までに公安委員会に届出を行っている必要あり)

②令和3年4月1日以降

新法による許可確認

※①、②のいずれの場合も、信用保証委託申込書の「許認可等」欄について「2. 有(当該事業に係る許認可証等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)」に○が記載されていることを確認願います。

※必要に応じ、新法による許可交付申請済であることの確認が必要です。

(注6) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)製造(製造販売)業のうち薬局製造販売医薬品の製造(製造販売)に係る許可の有効期限は、6年です。

(注7) 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第39条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行うものをいいます。

(注8) 産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた者であって、当該許可の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたものに係る許可の更新期間は、7年です。

(注9) 接待飲食等営業とは、風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業をいいます。

第1号 キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興または飲食をさせる営業

第2号 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則に定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営む者（前号に該当する営業として営むものを除く）

第3号 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

(注10) 遊技場営業とは、風営法第2条第1項第4号および第5号のいずれかに該当する営業をいいます。

第4号 まあじゃん屋、ぱちんこ屋（パチンコ、パチスロ）等

第5号 ゲームセンター、スロットマシン場、ダーツバー等

(注11) 当該業種は登録証がないため、実施細則第3章第3節2（1）ハの確認方法で行う。（例えば登録に係る通知または登録証明書の写を徴求する確認方法がある。）

(注12) 届出番号については、法令上付されないことから、確認は不要です。

IV. 保証を利用できない主な事例

1. 信用保証協会取引について

次に該当する方は原則として保証の対象となりません。

- (1) 信用保証協会の代位弁済先で、求償債務が残っている場合
- (2) 保証付融資の返済ができず（利息支払のみを含む）、延滞中の場合

2. 金融取引等について

- (1) 銀行取引停止処分を受けている場合

（原則として1回目の不渡りを出して、6ヵ月を経過していない場合を含む）

なお、法人の代表者が銀行取引停止処分（1回目の不渡りを含む）を受けている場合、当該法人も原則として保証の対象となりません。

- (2) 破産、民事再生、会社更生等法的手続き中または内整理等私的整理手続き中の場合（それぞれ、申立中の場合を含む）

なお、民事再生法の再生計画の途上にある等所定の要件に該当する場合は事業再生保証等を利用できる場合があります。

- (3) 借入金（保証付融資、金融機関プロパー融資等）について延滞等の債務不履行がある場合

3. 反社会的勢力について

反社会的勢力は保証の対象となりません。

信用保証協会では、平成21年7月から「反社会的勢力は信用保証の対象とならない」ことを信用保証委託契約書においても明記し、反社会的勢力を排除しているところですが、「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」および「反社会的勢力の共生者」についても保証の対象となりません。

また、申込者または保証人（これらが法人の場合は、当該法人およびその代表者のほか、代表者以外の役員）や実質経営者等が反社会的勢力に該当しないこと、および将来にわたって反社会的勢力に関係しないことの確約がなければ保証の対象となりません。

次のいずれかに該当する者、その他これらに準ずる者は保証の対象となりません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等
- (7) 社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (8) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- (9) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (10) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を得る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (11) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (12) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (13) その他暴力、威力または詐欺的手法を駆使して利益を追求する者

また、申込者または保証人等が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う場合も保証の対象となりません。

4. その他

- (1) 最終登記後12年以上経過した株式会社で、会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされた場合
- (2) 資金用途が事業資金でない場合（生活資金、住宅資金、投機資金等）
- (3) 営業実態が資料等で確認できない場合
- (4) 保証申込必要書類の虚偽記載、偽造があった場合
- (5) 申込に金融斡旋屋等の第三者が介在する場合
- (6) その他、信用保証協会が適当でないと判断した場合

V. 保証の内容

1. 保証限度額

1 企業者あたりの保証限度額については、中小企業信用保険における普通保険の限度額と同額の 2 億円（組合等の場合 4 億円）と無担保保険の限度額と同額の 8,000 万円（組合等の場合も同額）を合わせた 2 億 8,000 万円（組合等の場合 4 億 8,000 万円）を最高限度額としています。

《注意》

- （１）他の信用保証協会での利用額と合算になります。
- （２）別企業であっても代表者が同一、出資構成、資金の交流などから同一企業とみなし、1 企業者として保証限度を判断することがあります。

なお、一般保証に係る保証限度額とは別枠で、中小企業信用保険の特例措置等に基づき、各種の政策目的により制定された特例保証に係る限度額が設けられています。

詳細は資料編 第 3 章 XIV. を参照ください。

2. 資金使途

- （１）保証対象業種の事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。したがって、事業資金以外の生活資金、投機資金等は対象となりません。
- （２）プロパー融資を信用保証協会の同意なしに保証付融資で回収することは認めておりません。ただし、信用保証協会が中小企業者の事業経営上利益があると事前に認めた場合は、例外的に保証条件に付して取扱う場合があります。
- （３）設備資金または運転・設備併用資金の取扱いにおいては、貸付実行後速やかにすべての設備に係る領収証（または振込票）の写しを信用保証協会に提出する必要があります。

3. 貸付（与信）形式

金融機関の与信の種類のうち保証の対象となるのは、信用保証協会法により「貸付け又は手形の割引等」および「社債の引き受け」と定められています。具体的には、手形貸付、手形（電子記録債権）割引、証書貸付（公正・私署）、当座貸越、および特定社債引受となります。

このほか、特定信用状発行契約に基づく保証債務の保証を行う「特定信用状関連保証」などがあります。

4. 貸付利率

道・市町村等の制度融資を除き、貸付利率は、金融機関の定めるところによります。

5. 貸付期間

制度融資等で定めているもののほかは特に定めはありません。ただし、割引手形（電子記録債権）の貸付期間は割引の日から6ヵ月以内とします。

6. 返済方法

一括返済または分割返済とします。

7. 保証人

（1）連帯保証人は、以下の【特別な事由】を除き、次の基準によって申受けします。

- ① 法人…連帯保証人が必要となる場合があります。
- ② 個人…連帯保証人は不要とします。
- ③ 組合…原則として代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の組合の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。なお、転貸資金については、代表理事のほか、転貸先組合員（組合員が法人の場合はその代表者）を連帯保証人とします。

【特別な事由】

- ア. 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人または経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る）が連帯保証人となる場合
- イ. 経営者本人の健康上の理由のため、事業継承予定者が連帯保証人となる場合
- ウ. 財務内容や経営の状況等を総合的に判断して、通常の保証許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申出があった場合

（2）経営者保証を必要とする場合の保証取扱ならびに保証条件変更においては、申込前に関係人に対し『「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明（R6. 3改正）』を配付のうえ、ガイドラインの概要および保証契約の必要性について説明が必要です（法人の代表者に限らず、個人の連帯保証人を付して取扱う場合はすべて対象となります）。

(3) 法人における経営者保証を不要とする取扱い

① 保証時の対応

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、次のいずれかの類型に該当する場合は、経営者保証を不要とすることができます。

このほか、信用保証料の上乗せにより経営者保証を不要とすることができる制度については第4章を参照ください。

取扱類型		取扱要件	必要書類
1	金融機関連携型	申込金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高があり（またはプロパー融資を同時実行し）、次の①、②のいずれも満たしている場合 ①直近決算期において債務超過でないこと、かつ直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと ②法人と経営者との関係の明確な区分・分離等が図られていること	「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書 ※両面印刷
2	財務型	財務要件型無保証人保証制度を利用する場合（詳細は第4章を参照ください。）	財務要件型無保証人保証制度 資格要件確認書
3	担保型	申込人または代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全（※）が図られる場合 ※当該保証付融資額に対し、不動産担保により、保証協会の担保評価で100%以上の保全が図られ、かつ十分な余力があることが必要です。	

② 期中（借換もしくは条件変更）時の対応

手法	経営者保証の取扱い	金融機関連携型	財務型	担保型
借換 (新規保証)	「金融機関連携型」、「財務型」、「担保型」のいずれかで借換することにより経営者保証を不要とすることができます。	○	○	○
条件変更	「金融機関連携型」に該当する場合は、条件変更により経営者保証を解除することができます。	○	×	×

③ 代表者交代（事業承継）時の対応

「経営者保証に関するガイドライン」の特則に即し、同一の保証付融資に対して、原則として旧代表者、新代表者の双方から二重には経営者保証を求めません。

債権者である申込金融機関の審査結果（経営者保証に関するガイドライン特則第2項（4）に規定する主たる債務者への説明を含む。）を踏まえ、原則として新代表者の保証を追加する場合は旧代表者の保証を解除し、旧代表者の保証を解除しない場合は新代表者の保証を追加しません。

ただし、「経営者保証に関するガイドライン」特則第2項（1）に即して例外的に二重徴求が許容される場合はこの限りではありません。この場合、その理由や保証が提供されない場合の融資条件等について、前経営者および後継者の双方に十分説明し、理解を得る必要があるとともに、信用保証協会に対しても一般文書等による事情説明が必要となります。

(4) 物上保証人

法人の代表者および上記(1)の【特別な事由】に該当する場合以外の方が担保提供をする場合は、物上保証人となります。また、「担保型」において担保提供者が申込人以外の場合は、代表者であっても物上保証人となります。これらの場合、融資の際に物上保証人から「念書」(様式 2027)の申受けが必要です。

(5) 個人情報の取扱いに関する同意書

- ① 連帯保証人および物上保証人が個人である場合は、「個人情報の取扱いに関する同意書」(様式 2012)を申受けする必要があります。
- ② 令和2年9月に「個人情報の取扱いに関する同意書」を包括同意のもの(包括同意書)に改正しました。改正後の包括同意書を協会に提出いただいた場合は、包括同意書を取得した金融機関以外からの申込であっても、以降の保証申込(条件変更を含む)における個別の同意書徴求は不要となります。

なお、残高照会および事前相談においては、包括同意書とは異なり、特定の金融機関および信用保証協会間の情報の授受について同意を得るものであることから、その対象は「当該取扱金融機関」に限られますので、留意ください。

- ③ 次の場合においては、連帯保証人とならない代表者からも、原則「個人情報の取扱いに関する同意書」の申受けが必要です。ただし、何らかの事情により申受けが困難な場合は、信用保証協会に対し、その理由および個人情報の取扱いに関する同意を得ていることについて一般文書等による事情説明が必要となります。

ア. 複数代表制の法人の取扱いで、連帯保証人とならない代表者がいる場合

イ. 経営者保証を不要とする取扱いにより、代表者の連帯保証を取らない場合

- ④ 連帯保証人が法人(法人保証)の場合、連帯保証人となる法人の代表者からも、原則「個人情報の取扱いに関する同意書」の申受けが必要です。ただし、何らかの事情により申受けが困難な場合は、信用保証協会に対し、その理由および個人情報の取扱いに関する同意を得ていることについて一般文書等による事情説明が必要となります。

8. 担保

(1) 信用保証協会が担保として取扱う主なものは、以下のとおりです。

- ① 不動産…土地、建物

(注1) 原則として道内に所在する物件とします。ただし、特別の事情がある場合は、道外に所在する物件も対象とします。

(注2) 農地、山林、原野等で管理や処分の困難なものは担保物件として認められないことがあります。

- ② 株券(上場企業)、国債、地方債、公社債等

- ③ 売掛債権(電子記録債権および抗弁付電子記録債権を含む)および棚卸資産

(注) 売掛債権(電子記録債権および抗弁付電子記録債権を含む)、棚卸資産を担保とする保証は、「流動資産担保融資保証(ABL保証)」により取扱いします。(詳細は第9章を参照ください。)

④ その他

商業手形、船舶、工場財団・交通財団等の財団、出店保証金（オーナーが公の機関、上場会社等の大手企業で出店保証金の返還が退去から概ね1年程度の短期間で行われることを特約した場合に限る）等

上記以外でも担保として取扱いできる場合があります。

（２）担保は金融機関で設定する場合と信用保証協会で設定場合があります。

① 金融機関が設定する場合

ア．新たに根抵当権を設定するときは、原則として貸付金額の120%の極度額が必要です。

イ．保証付融資とプロパー融資との共通担保扱いとするときは、根抵当権極度額のうち、各々の適用する額を明確にし、優先・劣後・同順位の別を「信用保証依頼書」（様式2002）または「担保調書」（様式2008）に記載が必要です。

ウ．代理貸の場合、担保権者は原金融機関として登記が必要です。

② 信用保証協会が設定する場合

ア．租税特別措置法により登録免許税の税率について軽減措置がとられています。

イ．いずれの金融機関（信用保証協会と約定書を締結している金融機関）からの保証付融資にも適用できます。

（３）火災保険付保および質権設定

① 次のいずれかの基準に該当する場合のみ、担保物件に火災保険を付保し保険金請求権に質権の設定が必要です。これ以外に質権の設定は必要ありません。

ア．担保権の設定が第一番順位で、建物のみが担保の場合

ただし、担保価額がゼロの場合は不要とします。

イ．担保権の設定が第一番順位である区分所有マンションの場合

ウ．その他信用保証協会が特に必要と判断した場合

② 火災保険の付加額は次の基準となります。

ア．建物の時価額とします。

ただし、時価額が被担保債権額を超えるときは被担保債権額を限度とすることができます。

イ．複数の建物で被担保債権額を限度とする場合は、時価額の構成比で算出します。

ウ．物件毎に設定します。